

## 議案第 15 号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する検査手数料の支払の遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 損害賠償の相手方

国

#### 2 損害賠償の要旨

県は、損害賠償金 776 円を支払うものとする。

#### 3 事件の概要

平成 25 年 7 月 8 日付けで損害賠償の相手方から納入の告知があった鳥取空港航空灯火の定期検査手数料の納付に当たり、県が納付期限内に納付を完了せず、5 日経過後に納付したことにより生じた損害について、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 35 条第 1 号の規定に基づき延滞金を支払うものである。